

流 廃 審 第 3 号
令和元年6月11日

流山市長 井崎 義治 様

流山市廃棄物対策審議会
会長 稲葉 陸 太



流山市一般廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

平成31年1月31日付け流ク第374号で諮問のあった流山市一般廃棄物処理手数料の見直しについて審議した結果、別添「一般廃棄物（ごみ）処理手数料の考え方（案）」については、下記の意見を付して承します。

記

一般廃棄物処理手数料については、受益者負担の考え方を踏まえ、ごみ処理経費から割り出した額を基に近隣市とのバランス等を加味して設定することが望ましいと考えます。

手数料の見直しに当たっては、広く市民や事業者の理解を得られるよう必要な情報を発信し、混乱が生じないように進めていくことを切にお願いします。

また、ごみ処理に関する社会情勢は変化していくことから、おおむね5年ごとに手数料の見直しを行うことを望みます。

手数料の見直しは、ごみの減量・資源化の推進に有効な手段の一つと考えますので、関係者の理解を得て、ごみの発生抑制にもつなげるようお願いします。